

神奈川カントリークラブ利用約款

(約款の適用)

第1条 当神奈川カントリークラブ（以下当クラブという）を利用される方（会員、非会員を問わず）は、当クラブ会則（クラブ規約）、細則等による他、本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当クラブにおいてプレーをしようとする方は、当日フロントにおいて所定の名簿に署名してください。それにより当クラブは、署名者の施設利用をお引受けすることになります。

営業時間外（早朝、薄暮、休業日等）に当クラブにおいてプレーをしようとする場合は、所定の手続きを経てプレーを開始するときから、施設利用をお引受けすることになります。

(利用申込方法)

第3条 プレーの申し込みは、クラブで取り決めた予約開始日からプレー前日までの間に、予約者（複数の場合はその人数と責任ある代表者名）、**プレー日**およびスタート希望時刻を明示して、予約係又はインターネットで申し込んでください。

(同伴者名は、プレー日より2週間前迄に予約係へ連絡またはインターネットより登録してください)

上記の予約者が、所定の定員に満たない場合は、当日においても、プレーの申込をすることが出来ます。

(キャンセル料)

第3条の2 プレーの申込みがあった後、プレーの予約取り消し（以下「キャンセル」という）の申し出があった場合、当クラブは、次の要領で、プレー予約者もしくはプレー予定者に対して予約取消し料（以下「キャンセル料」という）を請求します。

ただし、キャンセル料が発生するのは、プレー予約日が土曜日、日曜日、祝日または当クラブがとくに設けている開場記念日等の記念日のいずれかの日のキャンセルに限るものとします。

また、天候不順等の理由により当クラブが予約日のプレーを不可とした場合は、キャンセル料は発生しないものとします。

1 キャンセルの形態

キャンセルの形態	キャンセル申し出時期	キャンセル料 (キャンセル者1名当たり)	
		メンバー	ビジター
2組もしくは6名以上の予約の 取り消し	プレー予約日(当日を含 まず)より14日前の正 午以降の予約の取り消し	2000円	3000円
1組もしくは1名以上の予約の 取り消し	プレー予約日(当日を含 まず)より2日前の正午 以降の予約の取り消し	2000円	3000円
予約組数・人数を問わない	キャンセル通知なしの 無断欠場	4000円	5000円

- 2 キャンセル料は、当該予約を行った方(予約の代表者)がそのキャンセル分のキャンセル料の全額を支払う責任を負うものとします。
- 3 キャンセル料の支払は、当該予約を行った方(予約の代表者)が、キャンセルを行った日から7日以内に、当クラブに送金(送金料は送金者負担)する方法で行って頂きます。
- 4 前三項にかかわらず、当クラブは、キャンセルがされた事情により、キャンセル料の全部または一部の支払を免除することが出来るものとします。

(利用契約が成立しない場合)

第4条 下記の各号に該当する方は、当クラブの施設を利用することは出来ません。

1. 会員の同伴または紹介がないゲストプレーヤーで、ゴルフ場の承認のない方。
2. 暴力団対策法による指定暴力団その他これに類する暴力団の構成員。
3. 集団的または常習的に暴力行為、賭博行為、薬物常習者その他公序良俗に反する行為を行い、又はそのおそれのある方。
4. 当クラブが着用を禁止する服装、又はシューズを着用し当クラブの指示に従わない方。
5. その他当クラブが、他の利用者に迷惑をかけるおそれがあるなどの理由により、施設を利用することが好ましくないと判断した方。
6. 当クラブのローカル・ルールおよび特別臨時ローカル・ルールを守らない方。

(利用契約の解消)

第5条 当クラブは下記の各号に該当する方に対して、施設利用をお断りすることがあります。当クラブから、利用拒絶の通知を受けた方は、プレー中途であっても、直ちにこれを中止し、速やかに施設から退去していただきます。

この場合でも、グリーンフィなど所定の利用料金の全額をお支払いいただきます。

1. 当クラブが着用を禁止する服装、シューズ、その他の用具を着用している方で、当クラブからの着用等の中止勧告を受けてもこれに従わない方。
2. 著しく技術が低く、施設利用を続けていただくことが他の利用者又は当クラブ近隣の住民などに対して、危険、迷惑を及ぼすおそれがあるものと、当クラブが判断した方。
3. 第4条2号又は5号に該当する事由のある方。
4. 故意に先行組みにボールを打ち込んだり、ささいなことで他の利用者に因縁をつけたり、脅したりするなど暴力的、脅迫的言動をする方。
5. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないとき。
6. そのほか本約款に違反したとき。

(利用契約および利用契約の解消に対する免責)

第6条 当クラブは、前2条の施設利用契約が成立しない場合及び施設利用契約の解消にかかわる損害賠償等の責任を負いません。

(休業、開場時間)

第7条 当クラブの各施設の休業日と開業時間は、当クラブの定めるところによります。但し臨時的に変更することがあります。

(金銭、その他高価品)

第8条 金銭その他高価品については、貴重品ロッカーをご利用ください。又は、フロントにてお預かりいたします。但し、貴重品ロッカーご利用の場合鍵はご自分で所持願います。利用後は必ずお返しください。フロントにお預けになる場合は、その種類及び価額を明示してお預け頂かない限り責任を負いません。お預かり品は、預り証の持参人に預り証と引き換えにお返し致します。預り証を紛失した場合は直ちに届けてください。

(携帯品、自動車)

第9条 携帯品や駐車場(路上駐車も含む)の自動車等の盗難、損傷等について責任を負いません。

(ロッカーの使用)

第10条 ロッカーには、金銭その他高価品は、お入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他高価品の盗難については責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守)

第 11 条 ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしてください。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第 12 条 素振りは、ティーマーク内の打席又は、特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第 13 条 先行組に対しては、後続組の打者は、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。

(キャディおよびフォアキャディの合図)

第 14 条 キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常第 2 打を打ち終り通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

(打者の前に出ないこと)

第 15 条 同伴プレーヤーは打者の前に絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打球)

第 16 条 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球してください。

隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けて打球して下さい。

(退避および退避所)

第 17 条 後続組に対して打球をさせるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで、安全な場所に退避してください。

退避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず退避所に退避してください。

(ホール・アウト後の退出)

第 18 条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷鳴のあった場合)

第 19 条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。

(電磁誘導カートのご使用)

第 20 条 電磁誘導カートを使用する場合は、注意事項を厳守してください。電磁誘導カートに故障等のある場合は、直ちに係員に申し出てください。

(火気使用禁止)

第 21 条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外厳禁とします。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第 22 条 利用者が第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条および第 20 条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条および第 20 条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ確認)

第 23 条 利用者がプレー終了した場合は、クラブ及び携帯品を点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。

確認後はクラブの不足、瑕疵等について、当クラブは責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第 24 条 利用者は、故意又は過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持込品)

第 25 条 施設内への下記の物を持込むことをお断りします。

1. 動物のペット類。
2. 著しく悪臭の放つもの。
3. 鉄砲刀剣類。
4. 発火、爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. その他、他人に対して迷惑・危険を及ぼすおそれのあるもの。

(行為の禁止)

第 26 条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為。
2. 飲食物のレストランへの持ち込み行為
3. 物品販売、宣伝広告等の行為（特に支配人が許可する場合を除きます）。
4. 利用者以外のコース立入り（特に支配人が許可する場合を除きます）。
5. 他人に迷惑をおよぼし、または不快感を与える行為。
6. 下駄、サンダル、スリッパの入場。
7. その他無襟（ハイネックを除く）の服装など軽装での入場プレー。

付則

第 27 条 この約款は平成 14 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(最終改正) この約款は令和 2 年 1 月 2 日から実施します。